

重 政策目標5 - 2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進

1．「政策の目標」に関する基本的考え方

世界経済の持続的な成長に資するため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉に積極的に取り組むとともに、多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（注）交渉も積極的に推進していきます。

WTO、WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み、EPAにおいて、税関手続の国際的調和・簡易化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化や税関行政に関する規則の統一等が図られることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者の利便性の向上、社会悪物品等の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国としても、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及び経済連携等に、リーダーシップを発揮しつつ重点的に取り組みます。

（注）EPA（経済連携協定）：FTA（自由貿易協定）の要素（モノ・サービス貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定のことをいう。

2．内閣の基本的な方針との関連

第165回国会 総理大臣所信表明演説

第166回国会 総理大臣施政方針演説

第166回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成19年1月25日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）

3．重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

4．業績目標・施策に関する基本的考え方

重 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

イ WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税(ダンピング防止税)等の貿易規則の明確化・拡充も対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。本交渉においては、平成18年7月以降、農業と非農産品の関税削減率などの共通ルール(モダリティ)

に関する各国の立場の違いが埋まらず、交渉が中断されていましたが、平成19年1月に開催された非公式貿易交渉委員会において、ジュネーブでの交渉プロセスを本格的に再開することにつき全加盟国より支持が得られました。財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉の早期妥結に向け、積極的に取り組んでいきます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

□ E P Aにおける取組

E P Aは、W T Oを中心とする多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を図る等の観点から重要であり、各国・地域との交渉にスピード感を持って取り組んでいきます。なお、平成18年3月、経済連携促進に関する主要閣僚による今後の進め方についての打ち合わせ（注1）が行われ、現在交渉中の各国・地域との経済連携ができるだけ早く実現するよう、これまでの交渉経験を踏まえたモデル協定を活用することや、関係閣僚がイニシアティブを取りながら、関係省庁でより一層緊密に連携をとりつつ努力していくこと等が確認されています。さらに、こうした交渉加速化については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（注2）において、「グローバル戦略」（平成18年5月18日経済財政諮問会議決定）のE P A工程表に沿ってE P A交渉を進めること等が確認されているほか、「日本経済の進路と戦略」（注3）においても同旨の言及がなされており、今後2年間でE P A締約国が3倍に増加（12か国以上）していることが期待されます。

平成18年7月、我が国にとって、シンガポール、メキシコに次いで3番目となるE P Aがマレーシアとの間で発効しました。財務省・税関はE P A発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めていきます。

平成18年9月に協定の署名に至ったフィリピンとの間では、既に協定とその実施法についての国内手続を終えておりますが、今後発効に向けた作業を加速していきます。また、チリ、インドネシア、ブルネイとの間でも早期の協定締結を目指し、詰めの作業を行っていきます。

更に、平成17年4月からA S E A N（東南アジア諸国連合）全体との間で、平成18年9月よりG C C（湾岸協力理事会）諸国、平成19年1月よりインド及びベトナムと交渉中にあるほか、今後スイス及び豪州との間でも交渉を開始する予定です。財務省としては、今後とも関係省庁との連携を密にした上で、これらの国・地域との目下の交渉に全力を傾注するとともに、関税政策を含めて経済財政全般に係わる立場から、E P Aが国益にかなうものとなるよう、交渉に取り組んでいきます。

こうした二カ国・地域間のE P Aの取組が進展する一方で、地域ワイドでの経済連携を模索する動きが顕著となってきています。日中韓及びこれにA S E A Nを加えたA S E A N + 3のF T Aについては、既に開始されている民間研究会において、より議論が

深められることとなっており、ASEAN+6（日本・中国・韓国・インド・豪州・NZ）のEPAについては、民間研究会における検討が開始されることとなっています。更に、APEC高級事務レベル会合において、アジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）を含む地域経済統合を促進する方法・手段についての検討が開始されています。財務省としても、これらの地域ワイドでの経済連携について前向きに検討することは有意義と考えており、中長期的な検討課題として、今後の議論に積極的に参画していきます。

（注1）経済連携促進に関する主要閣僚非公式打ち合わせ（平成18年3月7日）のポイント

1. 現在交渉中の国・地域との交渉を出来るだけ早くまとめるよう、各大臣のイニシアティブの下で全力で取り組む。
2. 交渉加速化のために、「モデル協定」の活用や、対象分野として幅広い分野を包含するEPAのみならず相手国との経済関係に応じて、モノ・サービス貿易の自由化に特化したFTAのみとする可能性や投資協定等の可能性を追求。

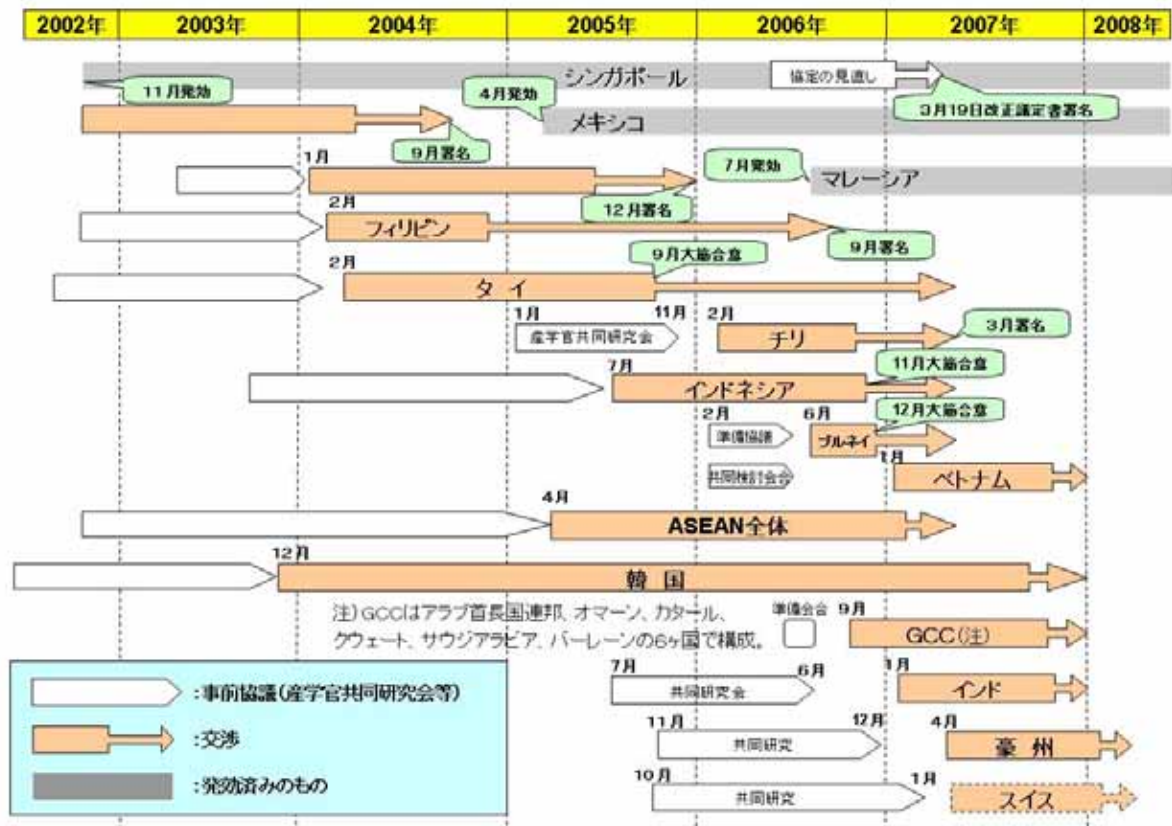
（注2）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」のポイント

「グローバル戦略」別添の工程表に沿って、アジア諸国を中心としたEPA交渉を進める。その結果、2010年には協定締結国との貿易額が25%以上になっていることが期待される。

（注3）「日本経済の進路と戦略」のポイント

EPA（経済連携協定）については、国内農林水産業への影響を十分踏まえ、その体質強化の進捗に留意しつつ、取組を強化する。その結果、今後2年間でEPA締結国が少なくとも3倍に増加（12か国以上）していることが期待される。

（参考）各国との経済連携の進捗状況（平成19年3月現在）



○ 業績目標 5-2-2：税関分野における手続等の国際的調和の推進

イ E P Aにおける取組

E P Aの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡易化を推進するための税関協力等が含まれています。

これまで署名もしくは発効に至っているE P Aのうち、シンガポール、マレーシア及びフィリピンとのE P Aにおいては、税関手続の国際的調和・簡易化及び税関当局間の協力・情報交換に関する規定が盛り込まれており、今後、その他の国とのE P A交渉においても、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化に積極的に取り組んでいきます。

ロ W T O、W C O等国際機関における取組

W C Oにおいては、「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」（平成17年6月とりまとめ）や改正京都規約（「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」（平成18年2月発効））の実施に積極的に取り組みつつ、各国に対しても着実な実施を慫慂していきます。さらに高度なセキュリティを保証する民間企業を特定し、税関において便益を与える「認定された経済事業者（A E O）」制度に関するガイドライン（平成18年6月採択）の実施にも積極的に取り組んでいきます。

また、W T Oドーハ・ラウンドにおいては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、他の加盟国とともに具体的な提案を行う等、交渉の進展に積極的に貢献していきます。

更に、各国における非特惠原産地規則の透明性・予見可能性の向上を目的として、W T O協定に基づく非特惠原産地規則の国際的な調和（統一）作業に積極的な貢献を行うとともに、規則が我が国の慣行に照らし十分合理性を有するものとなるよう努めていきます。

ハ A P E C、A S E M等の地域協力の枠組みにおける取組

A P E C、A S E M等の地域協力の枠組みでも、主に税関手続関連事項を扱う小委員会・部会等で、税関手続の国際的調和・簡易化に向けた作業が行われています。

A P E Cでは、税関手続小委員会において、域内の関税率品目表の統一かつ着実な実施を目的とした「H S条約（「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」）の採用」や「通関所要時間調査」等の16項目からなる共同行動計画を設定し、域内各メンバーが協力してその実施に向けた活動を行っています。また、A P E C域内におけるシングル・ウィンドウ発展を目指すシングル・ウィンドウ・イニシアティブへ積極的に貢献しています。さらに、我が国は、平成22年までにA P E C域内貿易取引コスト5 %削減を実現するための具体的な行動計画のうち、税関手続部分の取りまとめを行っており、本年中の完成及びその後の着実な実施を推進していきます。

A S E Mにおいても、手続作業部会において、「2008年までの貿易円滑化のための行動計画」の策定をリード、税関手続の国際的調和・簡易化に努めているところであり、

我が国としても同部会に引き続き積極的に貢献していきます。

二 税関当局間の情報交換等に関する取組

E P A等を通じて貿易円滑化に取り組む一方で、それに伴い、外国との貿易取引が拡大すると、我が国への不正薬物、銃砲等や知的財産侵害物品の流入の増大が懸念されます。こうした社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、異なる国の税関当局間で関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化への取組を含む税関当局間の協力関係を強化すること等を定めた政府間協定・税関間取決めがあります。我が国はこれらの協定等を主要国と締結すべく積極的な取組を進めています。

これまで、同協定等を米国、豪州、N Z、韓国、カナダ、中国と締結しており、平成19年度においては、現在協議中のE C、ロシア、香港等との早期署名に向け努力していきます。

他方、シンガポール、マレーシア及びフィリピンとのE P Aの中には、同協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれていますが、現在交渉中のE P Aの中でも、同様の規定を設ける方向で協議を進めていきます。

5 . 参考・モニタリング指標

5-2-1	関係国際会議における活動状況
総 5-5	世界全体の貿易量（再）
総 5-6	輸出入額及び貿易バランス（対G D P比を含む）の推移（再）
総 5-7	関税負担率の推移とその国際比較（再）
総 5-8	地域貿易協定の年次別推移（再）